

公立大学法人大分県立看護科学大学理事長の選考等に関する規程

平成20年7月8日

規程第91号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学定款第10条第7項及び第12条第1項の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）の理事長の任期、選考及び解任に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長の資格)

第2条 理事長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び本学の経営管理能力を有する者でなければならない。

(理事長の任期)

第3条 理事長の任期は3年とし、再任されることができる。

(選考の時期)

第4条 理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長を選考する。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が解任されたとき。
- (4) その他理事長が欠員となったとき。

2 理事長の選考は、前項第1号に該当するときは原則として現理事長の任期の満了する3月以前に完了するようにすることとし、同項第2号から第4号までに該当するときは速やかに行うものとする。

3 選考会議は、理事長の選考を行うことを決定したときは、次の事項について公表を行うものとする。

- (1) 理事長選考を行う理由
- (2) 選考日程
- (3) その他選考会議が必要と認める事項

(理事長候補者の推薦)

第5条 選考会議は、次の各号に掲げる者を理事長候補者とする。

- (1) 選考会議の委員の推薦を受けた者
- (2) 本学の常勤の教育職員及び事務職員（公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則第2条第1項（同条第2項第3号及び第4号の者を含む。）に定める者をいう。以下同じ。）3人の推薦を受けた者

2 前各号の推薦は、公立大学法人大分県立看護科学大学理事長候補者推薦書（様式1）に、推薦理由書（様式2）、履歴書（様式3）及び所信表明書（様式4）を添付して行うこととする。この場合において、同項第2号の規定により推薦をするときは、推薦理由書（様式2）を3人の推薦者がそれぞれ作成するものとする。

3 第1項各号の規定により推薦を行う者は、自らを理事長候補者として推薦することはできな

いものとする。

(理事長予定者の選出)

第6条 選考会議は、前条の規定に基づき推薦された理事長候補者について書類審査と面接による審議を行い、最終的に1人を理事長予定者として選出する。

2 選考会議の議長は、前項の選考結果について、速やかに理事長（理事長を欠く時又は不在の時は、理事長の職務を代行している者。次項において同じ。）に通知する。

3 理事長は、前項の通知を受けたときは、速やかに知事に申し出るものとする。

(解任の審議等)

第7条 選考会議は、理事長が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第17条第2項及び第3項に該当するおそれがある場合には解任について審議を行うものとする。

2 選考会議は、前項の審議の結果、理事長を解任することが適当であると認めるときは、法第75条の規定に基づき、知事に対し解任を申し出るとともに、解任に関する審議の結果を理事長に通知するものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第8条 選考会議は、前条の審議にあたり、理事長に意見陳述の機会を与えなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考及び解任手続に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。